

日本国籍の方の日本入国について

※2022年8月5日時点の情報となります。

■水際対策強化に係る新たな措置【全入国者共通】

国籍を問わず、海外からの全ての入国者・再入国者・帰国者に対して下記措置が実施されます。

【概要】新型コロナウイルス感染症に関する水際措置

1. 入国時検査及び入国後待機期間について

オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、本措置に基づく別途の指定に沿って、下記の措置を実施します。
国・地域を「赤」「黄」「青」の3つに区分し、それぞれのリスクに応じた措置を実施する。

<国・地域の区分と実施される水際措置>

| 国・地域の区分 | 有効なワクチン接種証明書 | 入国時検査 | 入国時待機期間 | 入国後の公共交通機関の利用について |
|---------|--------------|-------|---|---|
| 赤 | 無 | 実施 | 3日間検疫施設待機（施設検査陰性にて待機解除） | 待機解除後使用可能 |
| | 有 | | 3日間自宅待機+3日目以降の自主検査陰性にて待機解除（検査を受けない場合は5日間待機） | 必要最小限のルートに限定して、空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは利用可能 |
| 黄 | 無 | — | 待機なし | 利用可能(制限無し) |
| | 有 | | | |
| 青 | 無 | — | 待機なし | 利用可能(制限無し) |
| | 有 | | | |

※有効なワクチン接種証明書は日本政府が定めたワクチンを接種している場合に限りです。

(NEW)※7月28日午前0時より

「赤」区分の有効なワクチン接種証明書（ワクチン3回接種者）、及び「黄」区分の有効なワクチン接種証明書（ワクチン3回未接種者）は入国後自宅等で待機を求める期間を7日間から5日間に変更となります。

[日本へ入国・帰国する際に適用される具体的な検疫措置はこちらでご確認いただけます](#)

[水際対策における国・地域の区分についてはこちら](#)

[日本政府が定めたワクチンについてはこちら](#)

2. 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

[水際対策強化に係る新たな措置（28） | 厚生労働省](#)

[水際対策強化に係る新たな措置（29）のQ&A | 厚生労働省](#)

(NEW) [水際対策強化に係る新たな措置（30） | 厚生労働省](#)

【手続き】水際対策に際して必要な手続きと必要書類（ファストトラック）

1. 手続き

①ファストトラック(事前登録推奨)

日本に入国する前に、空港検疫で実施している手続の一部を入国者健康居所確認アプリ・WEB(MySOS)を通じて事前に登録することができるサービスです。

7/8より、パソコンなどの端末も含めてファストトラックの申請が可能に「MySOSWeb」も新たに導入されました。

現在、成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国の方がご利用可能です。

ファストトラックを利用する場合は、「出国前72時間以内の検査証明書、ワクチン接種証明書等の書類、WEB質問票、誓約書」の検疫手続きを入国前に済ませることが出来ます。

* 搭乗便到着予定日時の6時間前までにアプリまたはWEB上での事前申請を完了してください。

[ファストトラックについてはこちら](#)

[ファストトラックご利用マニュアル（MySOSアプリ）](#)

[ファストトラックご利用マニュアル（MySOS Web）](#)

②自宅待機対象でファストトラック利用の事前手続きができなかった方へ**（一部必須）**

健康フォローアップのために入国者健康居所確認アプリ（MySOS）を利用できるスマートフォン等の所持が必要となります。

[詳細についてはこちらをご確認ください](#)

2. 必要書類

①出国前72時間以内の検査証明書【**全員必須**】

②ワクチン接種証明書【**任意**】※検疫措置(検査・待機期間)の緩和を希望される方はご用意ください

③質問票【**一部必須**】※ファストトラックを利用されない方向け

④誓約書【**検疫所が確保する宿泊施設または自宅待機対象の方**】

[詳細についてはこちらをご確認ください](#)

●Visit Japan Web

※事前登録必須ではございませんが、事前登録しておく事で到着当日の入国手続き迅速化が図れます。

※海外からの入国者(海外から帰国する日本人も含む)が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービスです。

[Visit Japan Webサービスについてはこちら](#)

[Visit Japan Web操作説明書](#)

【問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653 / 海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否）

電話：（代表）03-3580-4111（内線2796）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

情報ソース：

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

※最新・正確な情報の収集に努めておりますが、全ての情報を網羅している訳ではありません。

※各情報は流動的な為、予告なく変更となる事がございます。

※フライトに搭乗拒否または渡航先で入国拒否された場合も、当社は一切その責任を負いません。